

## 若者向け農業啓発業務委託仕様書

### 1 業務名

若者向け農業啓発業務

### 2 業務の目的

本市の若者が農業に関心を持つため、教育機関等と連携し、生産者との交流や農業体験の機会を提供することで、農業に関する知見を広め、将来の進路の選択肢の一つとなることを目指す。

### 3 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

### 4 業務概要

#### (1) 対象者

市内の保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生およびその保護者  
延べ100人以上

#### (2) 内容

##### A. 農業体験（4回以上）

市内農業法人と連携し、対象者が播種や収穫等の農作業が体験できるメニューを実施する。実施にあたっては以下の事項を行うこと。

- ・農業体験メニューの開発
- ・市内農業法人の選定および連絡調整
- ・対象者の募集及び選定、連絡調整（参加費は無料とする）
- ・安全で衛生的な環境の準備（トイレ、レクリエーション保険加入など）

##### B. 農業関連授業（2回以上）

各種学校教育機関等と連携し、農業に関連した授業（職場体験等）や活動を実施する。

- ・授業や活動の企画・立案（参加費は無料とする）
- ・実施する各種学校教育機関との連絡調整

##### C. その他関連事業（任意）

市内での農林水産業に関心が持てるような事業の実施

##### D. 上記A、B、Cに関する周知や広報

各種学校教育機関等と連携し参加者に周知を行う。また、報道機関へ事前周知を行う。

##### E. 上記A、B、Cに関するアンケート

市と協議の上アンケート項目を作成し、参加者に対し、各回実施する。

## 5 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとし、提出は紙と電子データとする。

- ① 実施内容報告書 一式
- ② その他本市が必要と認めたもの 一式

(2) 「①実施内容報告書」で提出する成果品

実施した内容がわかる資料や写真を提出すること。

- A. 農業体験メニュー
- B. 農業関連授業に使用した教材
- C. 事業に使用した資料
- D. 報道向け資料及び各種メディアへの報道資料
- E. アンケート集計と分析の結果

(3) 納品場所

山口市農業振興課とする。

(4) 業務の完了

本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって業務が完了する。ただし、業務完了後であっても成果品に不備または是正すべき事項が判明した場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとする。

(5) 業務委託完了時等の提出書類

本事業完了後、業務委託完了報告書及び成果品を速やかに提出すること。

## 6 その他

- ・ 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては山口市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- ・ 本業務の委託料について、受託者から適法な支払請求書により請求され受理したときは、その日から30日以内に概算払いにより支払うものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。